

松浦市地域包括支援センター重要事項説明書

(令和7年11月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 名称・指定番号及びサービス提供地域等

事業所名	松浦市地域包括支援センター
所在地	松浦市志佐町里免365番地
電話番号	0956-72-1111
FAX番号	0956-73-0022
介護保険指定番号	4200800011
サービスを提供する地域	松浦市内全域

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	職種	計	業務内容
管理者	長寿介護課 参事(保健師)	1	松浦市地域包括支援センターが行う業務の統括
従業者	保健師 看護師 主任介護支援専門員 介護支援専門員	9	介護予防事業、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 高齢者の実態の変化に対応した長期的継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
	社会福祉士	1	地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

(3) 営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。(国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)特別な場合はこの限りでない。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで。特別な場合はこの限りでない。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで。

※緊急連絡電話

0956-72-1111 (内線176, 177, 178, 179, 191)

松浦市地域包括支援センター(松浦市長寿介護課長寿支援係内)

(4) サービスの種類

介護予防支援	訪問看護、福祉用具貸与などの予防給付を含む介護予防サービス・支援計画を作成します。
介護予防ケアマネジメント	自立支援ホームヘルプ・デイサービス、一般介護予防事業などの介護予防・日常生活総合支援事業のみを利用する介護予防サービス・支援計画を作成します。

2. サービスの内容

①介護予防サービス・支援計画原案の作成

利用者宅を訪問し、利用者の課題分析を行います。その結果を基にどのような支援が必要かを利用者と調整し、合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。

利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書を利用者又は家族に交付します。

②サービスの提供

介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス・支援計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

③継続的状況把握

利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、介護予防サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整など必要に応じ、随時訪問します。

また、予防給付及び自立支援ホームヘルプ・デイサービスの利用者については、3～6ヶ月に1回、計画の達成状況について評価を行います。

④給付事務

長崎県国民健康保険団体連合会に提出する給付管理票を作成します。

3. 利用料等

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントのサービスは、自己負担はありません。

ただし、介護予防支援の場合、保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている方については、1ヶ月につき下記の利用料を請求します。

サービス事業所からサービス提供証明書及び領収書が発行されますので、後日、松浦市長寿介護課の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。ただし、滞納期間により払い戻しを受けられない場合があります。

○介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費

基本 4, 420円

初回加算 3, 000円

委託連携加算 3, 000円

4. サービスの開始及び終了

(1) サービスの開始

重要事項説明書に署名をいただいた後にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

申出をいただき、サービスを終了します。

②自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

ア. 利用者が施設に入所した場合

イ. 利用者が要介護認定区分と判定された場合若しくは基本チェックリストの実施の結果非該当となった場合

ウ. 利用者が死亡した場合

エ. 利用者が転出した場合

③その他

利用者やその家族が当事業所に対して、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを継続しがたいほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただくことがあります。

5. 緊急時の対応方法

緊急連絡先	氏名	
	連絡先	
かかりつけ医	氏名	
	連絡先	

6. サービス内容に関する苦情受付・相談窓口

機関名	電話
① 松浦市地域包括支援センター	0956-72-1111(内線191)
② 松浦市長寿介護課 介護保険係	0956-72-1111(内線154)
③ 長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599

※ ①②受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

※ ③受付時間 月～金曜日の午前9時～午後5時

7. 個人情報の取り扱いについて（秘密の保持）

(1) 利用者の個人情報は、下記の範囲内において適正に使用します。

(2) 同意又は依頼のない限り、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

ただし、サービス担当者会議等において利用者の在宅生活を維持するため正当な理由がある場合においてはこの限りではありません。

<個人情報を使用させていただく範囲>

- ①当事業所における適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供のため
- ②提供したサービスに関する請求業務などの事務のため
- ③介護保険サービスの適切な提供のための、他の介護保険サービス事業所等との連携（サービス担当者会議など）及び照会への回答のため
- ④医療機関、福祉事業者、行政機関及び民生委員等との連携のため
- ⑤介護保険における要介護認定・要支援認定申請のため
- ⑥家族に対する利用者の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑦当事業所のサービスの、維持・改善を目的とする基礎資料の作成のため
- ⑧当事業所や関係機関で行われる事例検討のため
- ⑨当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑩当事業所が一部業務を委託した居宅介護支援事業所における、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供のため
- ⑪緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑫その他、特に目的を特定の上、その利用目的に沿う範囲

8. その他

(1) サービス利用に当たっては、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 入院の際には、担当の介護支援専門員等の氏名および連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、これらの内容に関して十分に理解した上で同意します。

また、私（利用者及び家族）の個人情報については、上記の範囲内において使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

代筆者

住 所

氏 名

(続柄)

説明者

松浦市地域包括支援センター

氏 名